

## 平成27年7月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 7月15日〔水曜日〕 15時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階議会棟 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 審夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

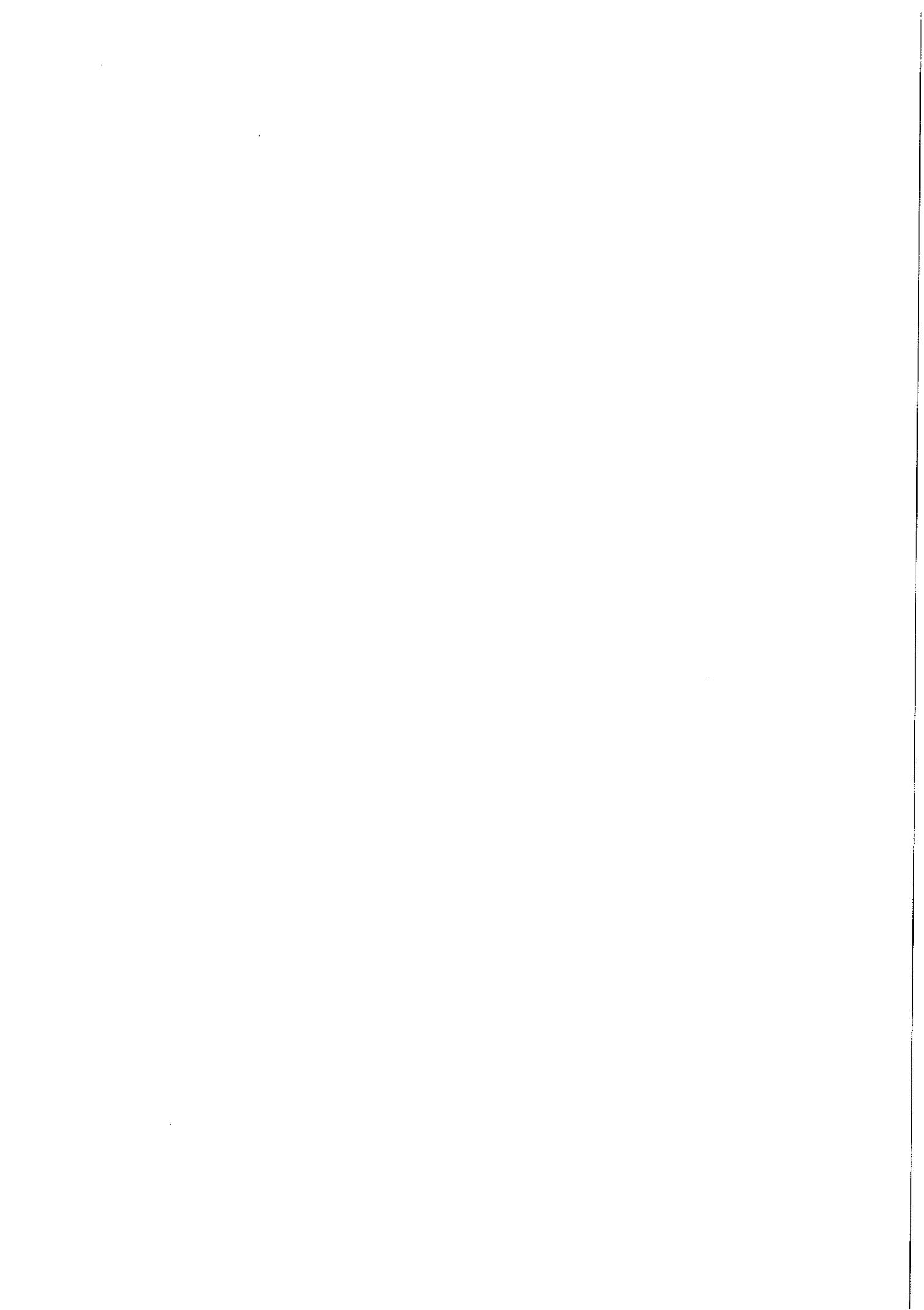
第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 荒廃農地の非農地の判断について

議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



○局長

どうもお疲れさまです。

只今から、7月の定例総会を開催いたします。

まず初めにお断りいたしますが、本日台風接近のために、総会の開催を一日繰り上げて開催させていただきました。委員の皆様には忙しい中、誠にありがとうございます。

それでは会長に挨拶をお願いしまして、その後引き続き議事の進行をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○会長

皆さまお疲れさまです。

一日早くなりましたけれども、これを延期ということも考えましたが、次の日が庁舎内の会場の都合がつかないということで、今日ということで、急遽でしたけれども皆さんお集まりをいただきましてありがとうございました。

6月に入りました、2日か3日程度しか晴天に恵まれなかったと思いますが、7月に入って、ようやく天気が続くかなと思っているところに台風の発生ということで、11号が心配ですが、またこの後に12号も発生しているということで、農作物への被害が心配されるところですが、何とかあまり被害がでないことを願いたいと思います。

また来週22日には県の農業会議の方から佐野事務局長が来訪予定となっております。目的は農業新聞の普及拡大ということで、最近、農業新聞もなかなか購読者が増えているということで、皆さんにも協力して頂きたいと思います。

○議長

それでは、7月の定例総会を開催いたします。

初めに、日程第1西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員には、3番瀬川委員と、5番石寺委員を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

○議長

続きまして日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。今月は所有権移転5件、使用貸借権設定1件、合計6件の申請がありました。

1番です。下西池野地区です。台帳地目原野・田、現況地目畑の3筆で、合計面積7,495平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。下西塙泊地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積421平米を売買によ

り所有権移転するものです。

3番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積786平米を売買により所有権移転するものです。

2ページをお開き下さい。

4番です。安納峯・軍場地区です。台帳現況地目田・畠の20筆で、合計面積35,529平米を贈与により所有権移転するものです。

3ページをお開き下さい。

5番です。伊関浜脇地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積2,385平米を売買により所有権移転するものです。

6番です。伊関浜脇地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積2,928平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

以上、本件1番から6番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

#### ○5番委員

はい、5番です。農地法第3条に係る許可申請、所有権の移転について、1番から3番まで説明いたします。

1番ですけど、7月12日譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、花を栽培している方でございます。

現在、フェニックスと、ソテツを栽培して、出荷しているそうでございます。なお、譲渡人とは、電話で確認をとっています。

2番ですけど、譲渡人と立ち会いのもと、現地調査を行いました。

この土地は長年、耕作していないため、現況は原野となっております。その為、譲受人の方と話をしまして、重機もあるので、整地して耕作したいとのことです。面積も421平米と狭いので、野菜類を栽培して、畠に戻したいとのことでございました。

3番ですけど、譲渡人と現地調査を行いました。

譲受人の土地と隣接した土地でございます。譲受人の土地には、進入路がないため、譲渡人の土地を通らなければならない状況でございます。そういった理由がありまして、今回の所有権移転の申請を行ったところでございます。なお、譲受人は、80歳と高齢ですが、弟がいるので一緒に耕作したいとのことでございました。

以上です。

#### ○9番委員

9番です。4番について、13日に譲渡人の案内ののもと、現地調査を行いました。

先月、この譲渡人と譲受人で別筆の申請がありましたが、財産の名義を親から子へ変えるということで、親から子への贈与です。譲受人の方は、酪農経営者でありまして認定農家です。それぞれ、畑には牧草を、田には水稻を植えております。申請どおり間違いございませんでした。

以上です。

○13番委員

はい、13番です。整理番号5番6番について説明いたします。

まず5番の方です。譲受人のお父さんが、農業経営をしておりまして、譲受人は、今まで、病院のほうで働いておりましたが、お父さんの後を継いで農業をしたいということで、今回の申請に至っております。

この土地につきましては、10数年前に、売買は終わっているようですが、今回、譲受人が農業するということで、譲受したいとのことで提出したようでございます。現在、譲受人のお父さんがハウスを建てておりますが、古くなったということで、市の補助金を使って、新しいハウスを2棟建てたいということで、今撤去作業を急いでいるようございます。ハウスにはズッキーニを作付けしたいということでした。

それと、6番ですけども、この土地についても20年ほど前に、売買は終わっておりまして、名義を変えるための財産分与の件で、名義が変わらないということで、使用賃借で、五年間借受をということで、その間にもし名義が変えられたら、買いたいということでございました。この土地は、現在、安納いもを作付しております。

この土地につきましては、第3条に係る申請について問題ないと思いますので、皆さんの御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

只今、議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

議案第1号について質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○2番委員

はい、2番です。番号2についてお伺いしたいのですけど、この譲受人は、耕作面積が10,869平米となっておりますが、今回421平米求めるわけですが、現在は、10,869平米については、本人が耕作しているのでしょうか。

○5番委員

現在のところ耕作しているようです。

○2番委員

はい、解りました。ありがとうございます。

○議長

他にありませんか。

それではないようですので、採決をいたします。

議案第1号の1番から6番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番から6番について、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は4ページです。

1番です。住吉能野里地区です。台帳地目は畑ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在原野となっています。この申請地は平成27年4月に非農地証明の手続きを経ないまま人為的に手を加えた土地であります、交付基準3（イ）に基づき申請を行っております。この交付基準に基づき、顛末書及び2以上の農家からの聞き取りにより人為的に手を加える前から明らかに荒廃地であったことの事実確認書の提出がなされています。

2番です。現和川氏地区です。台帳地目は田ですが、平成26年8月頃から耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準1（エ）に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

これにつきましては本日午前中に現地調査が行われております。お疲れさまでございました。調査委員長の説明をお願いします。

○13番委員

はい、13番です。整理番号1番ですけども、皆さんも見てのとおり、崖になっております。その下に、人家がありまして、そこの隣接する倉庫を解体して、家を新築したいということで、お父さんは既に亡くなっていますが、息子さんが30坪程度の家を建てたいということです。背後地の竹林が支障になった為、そこを除去したところ地目が畑だったということで、今回、非農地の申請に至ったということでございます。

写真のとおり、竹を除いたあとは石が出ており、耕作できるような状態ではございません。また、崖下の建設予定地につきましては、建築基準等により法を切られたら元の畑が残らないような状態で、耕作地としては利用できない状況です。このようなことから承認していいということで意見の一致に至っております。

それから、2番ですが申請地は現和の川氏地区の土地です。この申請地は、昨年の8月までは隣接地と一枚にして、農業生産法人が耕作しておりました。昨年申請地に隣接する土地に農地法4条の農地転用許可を受けて、農業生産法人が、農業用施設を建設し

たのですが、その後、県道の反対側から得ていた用水がなくなり、申請地は田としての利用ができなくなつたため、今回の申請に至つたようです。

申請面積は140平米となっておりますが、実面積は、100平米もないほどの狭い土地です。こういった状況を踏まえこの申請地を農地として復元しても、今後継続して利用することできないということで、交付基準1（エ）に基づいて、非農地として承認することに問題ないということで意見の一致に至っております。

皆様の御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

はい、ありがとうございます。

続いて担当委員の報告をお願いします。

○1番委員

はい、1番です。委員長の報告のとおりです。つけ加えることはありません。

○議長

はい、ありがとうございます。

○10番委員

はい、10番です。調査委員長の説明どおりで間違いないと思います。

以上です。

○議長

ただいま事務局、調査委員長並びに担当委員の説明がありました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○2番委員

はい、2番です。番号2についてであります。現在雑種地になっているようですが、これは人為的に手を加えたように見えますが、写真を見た場合田ではないです。事前にこういう状態ですからどうなのでしょうか。

○13番委員

のことについて、先ほども説明いたしましたけれども、この土地は、隣に農業用施設ができておりますが、この申請をする折に、一枚の農地として転用の許可を受けたようございます。

そのときに、ここに土地が残っているということを気づかなかつたため、このような状態になっておりまして、みてのとおり、隣が田ですけど、水が入らない状態です。

隣接者は、農業法人ですけども、隣接地から土砂が流入したため、除去した跡の状態で元々は、県道の改良の際に用地買収により、分断された残地のようです。

○2番委員

前に、転用申請が受理されているわけじょ。

○13番委員

はい、そうです。その後に調査したところ、対象農地が含まれていたということです。

○2番委員

転用申請の際に対象農地も含まれていたのではないですか。

○事務局

転用申請が出された時には、対象農地は除かれた状態で申請は出されていたようですが、現地調査の折には、現地が一枚の農地になっている状況からこの土地の境界も全部含めての転用という形での見方をしてしまったというような話でしたので、実際、この写真の朱色で囲まれた部分については、転用はされていない所になります。

○議長

所有者も違うわけですか。

○事務局

所有者も違います。先ほど言ったように県道改良の際に反対側にあった農地の残置として残った部分です。隣接地とは、所有者が違うということです。その為、前回申請では、対象農地について申請がされていなかったということになります。

○2番委員

前回の現地調査の折には、現在のような状態にあったわけですか。

○事務局

前回の申請のおりには対象農地については、田の状態でした。

○2番委員

はい、了解しました。

○議長

他にありませんか。

無いようですので、それでは採決をいたします。

議案第2号非農地証明願いの1番から2番について、非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第2号非農地証明願いの1番から2番については、非農地として証明することといたします。

○議長

続きまして、議案第3号、「荒廃農地の非農地判断について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は5ページから11ページです。

今月は118筆、合計面積99,059平米を提案させていただいております。

担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかをご報告ください。

以上です。

○議長

はい、それでは順次報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。1番が原野、2番から5番までが山林、6番が畑、7番が山林、8番から12番まで原野、13番が山林、14番から20番が原野、21番から23番が山林、24番が畑、25番が原野、26・27番が田、28番が原野、29・30番が田、31番が原野、32・33番が田、34番から36番が原野であります。

以上です。

○議長

37番から私の担当ですので報告をします。

37番が原野、38番が山林、39番から48番まで原野、49番が山林、50番が原野、51・52番が山林、53番から57番までが原野、58・59番が田、60番が原野、61番が山林です。

以上です。

○5番委員

はい、5番です。62番から69番までが原野、70番から87番までが山林、88番が原野、89・90番が田、91番から93番までが山林、94・95番が原野、96・97番が山林、98番から100番までが原野、101番から107番までが山林、108番が原野、109番から114番までが山林です。

以上です。

○12番委員

はい、12番です。115番から117番が山林、118番が原野です。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

只今、事務局並びに委員の方から説明がありました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

異議なしとの声がありました。

それでは、只今の報告のとおり、決定してよいか承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

○議長

全員の賛成ですので、議案第3号については、委員報告の通り該当する農地について、非農地として承認し、所有者に非農地通知を発行いたします。

○議長

続いて、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成27年8月1日から平成28年7月31日の1年間、地目田、面積2,409平米、地目畠、面積1,664平米、合計面積4,073平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成27年8月1日から平成37年7月31日の10年間、地目畠、面積3,732平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-5ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2-1ページをお開き下さい。

1段目です。平成27年7月23日に所有権を移転するものです。地目畠、面積2,852平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-5ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。

初めに、「利用権の設定について」審議をいたします。

○議長

整理番号1番、2番については私の担当となっておりますので、報告をいたします。

その後、順次、担当委員の報告をお願いします。

まず、1番です。地目は田になっていますが、畠で牧草が作付をなされております。

7月10日に現地を確認しております。

2番についても畠で、牧草が栽培されております。また、この設定をする方ですけれども、鹿児島に住んでおりまして、電話で確認をいたしました。

これは1番と電話番号が同じなもんですから確認をして見たところ、夫婦ということで、利用権設定の条件、それから賃借料についても確認をした結果、間違いないとのことです。

以上です。

○14番委員

はい、14番です。3番について、報告します。

7月10日に、利用権を設定する方、利用権の設定を受ける者、現地で確認いたしました。たばこを収穫した後で、場所は太田集落の西の高台の千人塚という所であります。

双方確認しました結果、何も問題ないということであります。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

はい、異議なしとの声がありました。

それでは、採決をいたします。

利用権の設定、1番から3番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、利用権の設定1番から3番については原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

次は「所有権の移転について」審議します。

整理番号1番につきまして、担当委員の報告をお願いします。

○9番委員

はい、9番です。整理番号1につきまして、13日に現地確認をいたしましたので報告をいたします。

所有権の移転を受ける者は、昨年農業法人になりました。認定農家にもなっております。主に園芸を作付している大規模農家であります。

以前から賃貸借で借りておりまして、今回、相手方の要望により、所有権の移転をするということになったようです。現地は、現在、安納いもを植えつけておりました。

申請どおり間違いございませんでした。

○議長

これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

○8番委員

はい、8番です。4ページに農作業の受託をしている旨、書いてありますが、どのような部分をなさっているのですか。

○9番委員

農作業についての受託をしていると聞いたことはないのですが、ただ、法人の定款に

ありますように事業種別について、農作業受託というのを将来的にはしていくのだろうということで、入れてあるのだろうと思います。

受託組織の会員にもなっているみたいですので、ここに抜粋しているのだろうと思うところです。

○8番委員

はい、了解しました。

○議長

他に質疑のある方はありませんか。

それではないようですので採決をいたします。

所有権の移転、1番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

○議長

全員の賛成ですので、所有権の移転、1番につきましては原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

平成27年7月15日

会長 伊藤田峰生

3番 委員 三浦角川寛大

5番 委員 石寺政和